## 件 名|愛媛県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

主 管 課 障害福祉課

根拠法令等

## 【改正の概要】

弔慰金、脱退一時金及び掛金の引上げ

1 弔慰金の引上げ(1口当り)

加入期間	改正後		改正前
	新規加入者	既加入者	
1年以上5年未満	50,000円	30,000円	20,000円
5 年以上 20 年未満	125,000円	75,000円	50,000円
20 年以上	250,000円	150,000 円	100,000円

2 脱退一時金の引上げ(1口当り)

	,		
加入期間	改正後		改正前
	新規加入者	既加入者	
5 年以上 10 年未満	75,000 円	45,000円	30,000円
10 年以上 20 年未満	125,000円	75,000 円	50,000円
20 年以上	250,000円	150,000円	100,000円

3 掛金(月額)の引上げ(1口当り)

加入者となつた時又は口数追加	改正後		改正前
加入者となつた時の年齢区分	新規加入者	既加入者	
35 歳未満の者	9,300円	5,600円	3,500円
35 歳以上 40 歳未満の者	11,400 円	6,900円	4,500円
40 歳以上 45 歳未満の者	14,300 円	8,700円	6,000円
45 歳以上 50 歳未満の者	17,300 円	10,600円	7,400円
50 歳以上 55 歳未満の者	18,800円	11,600円	8,900円
55 歳以上 60 歳未満の者	20,700 円	12,800円	10,800円
60 歳以上 65 歳未満の者	23,300 円	14,500 円	13,300円

注 既加入者のうち、昭和54年12月1日以後に加入者となった者であってその加入者となった時の年齢が45歳以上であったもの及び昭和61年4月1日以後に加入者となった者であってその加入者となった時の年齢が45歳未満であったもの以外のものの1口目の掛金については、下記のとおり

昭和 61 年 4 月 1 日現在における年齢区分	改正後	改正前
35 歳未満の者	5,600円	3,500 円
35 歳以上 40 歳未満の者	6,900円	4,500円
40 歳以上 45 歳未満の者	8,700円	6,000円
45 歳以上	10,600円	7,400円

## 既加入者に係る引上げは、附則で規定(経過措置)

施行日 | 平成 20 年 4 月 1 日

## 【その他参考事項】

- 1 心身障害者扶養共済制度 障害者の保護者が任意で加入することにより、1 口又は2 口の掛金を納入し、保護者の死亡などの場合に障害者に終身年金(1口当り月額2万円) を支給する制度
- 2 その他 独立行政法人福祉医療機構が46道府県との契約に基づき実施(東京都も20年 度から加入)